

令和元年度広島県計画に関する 事後評価

令和 4 年 1 1 月
広島県

3-1. 事業の実施状況（医療分）

令和元年度広島県計画に規定した事業（医療分）について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.1（医療分）】 在宅歯科診療設備整備事業	【総事業費】 8,932 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	イチマ歯科医院 他 23 施設	
事業の期間	令和元年 11 月 19 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者人口の増加に伴い、在宅の認知症高齢者等が増加することが予想され、在宅歯科診療のための専門的な機能を有した歯科医療機関を増加させる必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 在宅歯科診療ができる歯科医療機関 279 施設（R 元年度末）→ 346 施設（R5 年度末）</p>	
事業の内容（当初計画）	在宅療養者への口腔ケア及び在宅介護者への歯科口腔保健の知識や技術の指導を実施するために必要となる医療機器等の設備整備に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	整備医療機関数 25 施設	
アウトプット指標（達成値）	整備医療機関数 24 施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅歯科診療ができる歯科医療機関 234 施設（R2 年度末）→ 239 施設（R3 年度末）</p> <p>（1）事業の有効性 診療報酬上の施設基準要件である過去 1 年間の歯科訪問診療の算定実績や、適切な研修を受講した歯科医師・歯科衛生士の数が十分でない歯科医療機関も多く、令和 5 年度最終目標値に対して努力を要する結果となったが、在宅歯科診療に係る医療機器等の整備により、整備医療機関数を増加させ、また、専門的な機能を有した歯科医療機関を増加させることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 設備整備に当たっては、各医療機関において入札等を実施することにより、コストの低下を図っている。</p>	
その他	<p>令和元年度 3,473 千円 令和 2 年度 0 千円 令和 3 年度 5,459 千円</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. (医療分)】 歯科衛生士修学支援事業	【総事業費】 (計画期間の総額) 3,508 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	広島県歯科医師会	
事業の期間	令和元年11月19日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>在宅療養支援歯科診療所の施設基準では、歯科衛生士の配置が1つの要件となっており、在宅歯科医療提供体制の構築における歯科衛生士の役割は非常に重要である。</p> <p>しかし、中山間地域等においては、就業歯科衛生士数が少ない地域も多くあり、地域偏在が生じている。</p> <p>アウトカム指標： 在宅歯科診療ができる歯科医療機関 279 施設 (R 元年度末) → 346 施設 (R5 年度末)</p>	
事業の内容 (当初計画)	修学支援金を歯科衛生士養成校の学生に貸与し、返済を免除する代わりに、一定期間は中山間地域等の就業歯科衛生士が不足している市町の歯科診療所に勤務する条件を課すことで、就業歯科衛生士の地域偏在の解消を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	貸与学生数 30 名	
アウトプット指標 (達成値)	貸与学生数 4 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅歯科診療ができる歯科医療機関 234 施設 (R2 年度末) → 239 施設 (R3 年度末)</p> <p>(1) 事業の有効性 診療報酬上の施設基準要件である過去1年間の歯科訪問診療の算定実績や、適切な研修を受講した歯科医師・歯科衛生士の数が十分でない歯科医療機関も多く、令和5年度最終目標値に対して努力を要する結果となったが、歯科衛生士の地域偏在を解消することにより、在宅歯科医療提供体制の強化することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 広島県内でも特に就業歯科衛生士が不足している中山間地域に重点を置いて免除の条件を付すことにより、効率的な就業歯科衛生士の地域偏在の解消に繋がっている。</p>	
その他	<p>令和元年度 3,444 千円</p> <p>令和2年度 0 千円</p> <p>令和3年度 64 千円</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2 (医療分)】 看護師等養成所運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 117,447 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	広島県	
事業の期間	令和元年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療・介護需要の増加が見込まれる中、看護教育の充実を図ることにより、看護職員を安定的に確保していく必要がある。 アウトカム指標： ・医療施設従事看護職員数 44,184人 (H30) → 45,276人 (H35) ※厚生労働省「衛生行政報告例(隔年調査)」による ・補助対象施設の県内就業率 91.1% (H29) → 90%以上	
事業の内容(当初計画)	看護教育の充実を図るため、看護師等養成所に対し運営費を補助する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	看護師等養成所運営費の補助(県内19課程)	
アウトプット指標(達成値)	看護師等養成所運営費の補助(県内19課程)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ①医療施設従事看護職員数 ②補助対象施設の県内就業率 観察できなかった 観察できた → 指標： (理由) 医療施設従事看護職員数の調査は隔年調査のため。 次回R2年度実施。 ①42,904人 (H28) → 44,184人 (H30) ※隔年調査 (H30年度実施) ②93.0% (H29調査) → 91.1% (H30調査)	

	<p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営費に対し補助を行うことで、看護職員の確保及び資質向上に寄与した。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助対象の看護師等養成所は高い県内就業率を保持しており、効率的な看護職員確保につながっている。</p>
その他	令和元年度 77,837 千円 令和2年度 0 千円 令和3年度 39,610 千円

3-1. 事業の実施 状況（介護分）

令和元年度広島県計画に規定した事業（介護分）について、令和3年度終了時における事業の実施状況を記載。

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.2（介護分）】 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 26,575 千円
事業の対象となる区域	県内全域	
事業の実施主体	広島県，広島市，呉市，福山市	
事業の期間	令和元年4月1日～令和4年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が，住み慣れた地域で，自立した日常生活を続けられるよう，介護サービス等を提供する支援体制の構築を図る。 アウトカム指標：新型コロナウイルス感染者等が発生した場合でも介護サービスを継続する事業所数 120事業所・施設等	
事業の内容（当初計画）	○緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等に対して，通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成する。 ○緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業 介護サービス事業所・施設等の関係団体に委託し，応援可能な職員登録を行う等，緊急時に備えた応援体制を構築する。 ○感染防止対策支援事業 介護サービス事業所・施設が，感染防止対策を継続的に行うため，衛生用品等の購入に必要な経費を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助実施事業所・施設等数 120事業所・施設等	
アウトプット指標（達成値）	補助実施事業所・施設等数 297事業所・施設等	
事業の有効性・効率性	新型コロナウイルス感染者等が発生した場合でも介護サービスを継続する事業所数 観察できた→297事業所・施設等 （1）事業の有効性 新型コロナウイルス感染による一時的な職員不足や感染対策のための衛生用品購入，施設等の環境の復旧・改善等に伴うかかり増し経費を支援し，社会において必要不可欠な介護サービスの提供体制を確保するとともに，高齢者の施設内療養の支援により医療提供体制の破綻回避に貢献した。 （2）事業の効率性 政令市・中核市と業務を分担して効率的な審査・補助金交付に努めるとともに，関係団体等と連携を図りながら事業周知を行うなど効果的な事業実施に取り組むことができた。	

その他	令和元年度～令和2年度 0 令和3年度 26,575 千円
-----	----------------------------------